

道路の種類 及び路線名	区間	道 路 の 区 域
後変更別前	メートル員	メートル長
一般国道 二〇四号	唐津市町田一丁目二四七三番一 五地先から 唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先まで	唐津市町田一丁目二四七三番一 五地先から 唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先まで
前	後	後変更別前
四〇・〇 六一・六	四〇・〇 六一・六	メートル員
一八四・〇	一八四・〇	メートル長
唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先まで	唐津市町田一丁目二四七三番一 五地先から 唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先まで	唐津市町田一丁目二四七三番一 五地先から 唐津市神田字赤川一八九〇番一 地先まで

○
公
告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定により定めた佐賀県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、次のとおり公表する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古川康

第1章 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、玄海と有明海というそれぞれにまったく異なる特性を持つ漁場で営まれている。平成16年の生産量は88千トン（うち海面漁業漁獲量16千トン）、生産額は283億円（うち海面漁業45億8千万円）となつているが、その概要是次のとおりである。

対馬暖流の影響下にある外洋性の壹岐水道及び唐津湾、伊万里湾など

6

また、唐津港は西日本まき網漁業の水揚げ基地として大きな位置を占めており、水産流通、加工業が盛んである。

めており、水産流通、加工業が盛んである。

漁業就業者数は約1,800人、さらに流通、加工関係への就業者が約5,400

人となっており、当地域では水産業が重要な産業のひとつとなっている。

(2) 有明海地域

有明海の湾奥部に位置し、最大6メートルにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が広がる。干潟は、筑後川などの河川の河口域を中心にしており、これらの河川によって大量の栄養塩が運び込まれるため肥沃度が高い。

このため、貝類を中心として多くの生物が高密度に棲息しており、エッジ、ムツゴロウなど特異な環境に適応した独特の生物が数多く棲息している。

また、のり養殖の好適地として極めて高い生産力を有し、のり養殖の生産額は全国第1位となっている。漁業就業者数は約3,400人にのぼり、水産業が地域経済の大きな柱のひとつとなっている。

2 近年の養殖業を除く漁獲の動向は、周辺海域の資源の減少などの影響により、全体としては減少傾向であり、中高級魚介類も減少傾向を示している。

このため、総生産額は減少傾向を示しており、漁業者の経営は厳しい状況にある。このような状況が続けば、漁業者の減少はさらに続き、また、県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このため、県では從来から「つくり育て、管理する漁業」を推進しており、栽培漁業、資源管理型漁業の推進など、種々の海洋生物資源の保存、管理措置を講じているところである。この結果、漁業者の意識改革もみられ、くるまえび、まだい、ひらめ、うに、あわびなど魚介類の保存及び管

理が図られるようになっているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、特定の魚種については漁獲可能量制度を導入することとし、国的基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量制度により資源を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、年齢組成等資源の内容、資源をとりまく環境等についての、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。したがって当初データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 なお、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、第1種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても従来からの資源管理型漁業を推進していくとともに、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

7 本県では該当魚種について県外からの入漁はないが、入漁を受け入れるようになつた場合には、漁獲可能量制度について、他県からの入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成18年の知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
【まあじ】	平成18年1月～12月	若干
【するめいか】	平成18年1月～12月	若干

第3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

まあじを漁獲対象とする漁業は、中型まき網（1そうまく）、いわしき網があるが、本県に定められた数量が若干であることから協定制度等による管理は行わない。しかし、現状の漁獲努力量を増加させることができないよう、許可隻数については中型まき網は現状どおり、いわしき網は現状どおりを目指として、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

するめいかを漁獲対象とする漁業は、いか釣り漁業があるが、本県海域ではするめいかの漁場が形成されず、混獲による採捕が行われている。本県に定められた数量は若干であり、協定制度等による管理は行わないが、漁獲実績を把握し、現状の操業実態にあった管理を行うことにより、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握する

とともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、今後とも「つくり育て、管理する漁業」を推進し、種苗放流による資源の添加や小型魚の保護等の取組を進めることとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡みやき町大字白壁字平林2220番1から2220番6まで、2256番3、2259番1、2259番4、2260番及び2261番1並びに2220番5及び2220番6地の水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県久留米市中央町12番地の9
喜多村石油株式会社

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営

土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区下小副川第2換地地区の換地

計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）富士南部地区下小副川第2換地地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年12月28日から平成19年1月31日まで

1 縦覧に供する書類

2 多久市営土地改良事業（基盤整備促進）桐岡地区換地計画書の写し

3 縦覧の場所

多久市役所

平成18年12月28日から平成19年1月31日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所本庁及び佐賀市役所富士支所

桐岡地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。については、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月27日

佐賀県知事 古川 康

○ 换地計画書の写し

●佐賀県有明海区漁業調整委員会第18回

漁業法（昭和11年法律第111号）第67条第1項の規定による
佐賀県有明海区におけるマコロウ及びハマベニの採捕について、次のとおり
の規制を行う。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合
は、この限りでない。

平成十八年十一月一十七日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

1 縦覧の期間

佐賀県有明海区漁業調整委員会

平成十九年一月一日から平成二十一年十二月三十日までの間、次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。

六角川及び福所江川のうち、次の直線A、B及びCによつて囲まれた区域

（別紙のとおり）

直線A 枝島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎搦排水樋管下流端と小城

市芦刈町道免一三七一番地四一地先住ノ江港第四号燈標を通る直線

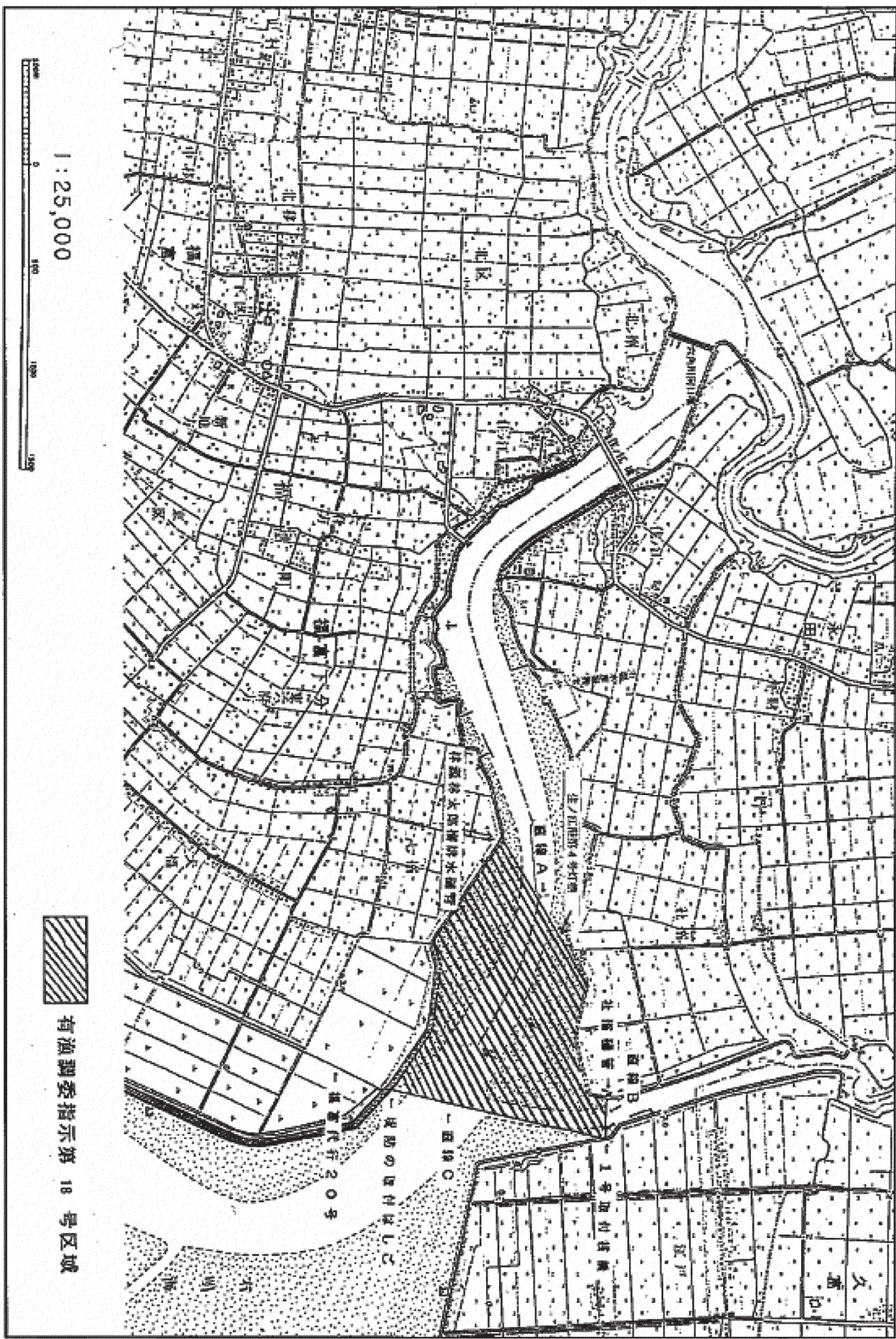
直線B 小城市芦刈町下古賀字授産社搦又一〇三三番七六地先社搦樋管下流

端と同町下古賀字昭和搦一四四二番地先の一號取付桟橋基部を結んだ

直線

直線C 小城市芦刈町下古賀字昭和搦一四四二番地先の一號取付桟橋基部と

枝島郡白石町大字八平字新開一一八六番福富代行二〇号線地先堤防に
設置されている取付はしごを結んだ直線



○ 正誤

平成十八年十月三十日付け佐賀県公報第一二二八二五号中訂正

7 左から一行目 及び四行目	上段 箇所	頁 所
	統括政策監	誤
	統括政策監	正

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月二十七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷